

令和 8 年 第 2 回

高 松 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 3 月 2 日 提出

目 次

議案第 2 号 令和 8 年度高松市一般会計予算	別 冊
議案第 3 号 令和 8 年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
議案第 4 号 令和 8 年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
議案第 5 号 令和 8 年度高松市介護保険事業特別会計予算	別 冊
議案第 6 号 令和 8 年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	別 冊
議案第 7 号 令和 8 年度高松市食肉センター事業特別会計予算	別 冊
議案第 8 号 令和 8 年度高松市競輪事業特別会計予算	別 冊
議案第 9 号 令和 8 年度高松市卸売市場事業特別会計予算	別 冊
議案第 10 号 令和 8 年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	別 冊
議案第 11 号 令和 8 年度高松市駐車場事業特別会計予算	別 冊
議案第 12 号 令和 8 年度高松市病院事業会計予算	別 冊
議案第 13 号 令和 8 年度高松市下水道事業会計予算	別 冊
議案第 14 号 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1
議案第 15 号 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について	3
議案第 16 号 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	1 5
議案第 17 号 高松市仏生山交流センター条例の一部改正について	2 1
議案第 18 号 高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部改正について	2 5
議案第 19 号 高松市国民健康保険条例の一部改正について	2 9
議案第 20 号 高松市介護保険条例の一部改正について	5 5
議案第 21 号 高松市庵治ほっとぴあん条例の一部改正について	6 3
議案第 22 号 高松市手数料条例の一部改正について	6 9
議案第 23 号 高松市旅館業法施行条例の一部改正について	7 3
議案第 24 号 高松市公衆浴場法施行条例の一部改正について	7 5
議案第 25 号 高松市食品衛生法施行条例の一部改正について	7 7
議案第 26 号 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	8 5

議案第 27 号 高松市スポーツ施設条例の一部改正について	8 9
議案第 28 号 高松市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について	1 0 1
議案第 29 号 高松市建築関係手数料条例の一部改正について	1 0 5
議案第 30 号 高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	1 0 9
議案第 31 号 高松市火災予防条例の一部改正について	1 1 3
議案第 32 号 女木辺地に係る総合整備計画の策定について	1 1 7
議案第 33 号 男木辺地に係る総合整備計画の変更について	1 2 1
議案第 34 号 議決の変更について	1 2 5
議案第 35 号 議決の変更について	1 2 7
議案第 36 号 財産の取得について	1 2 9
議案第 37 号 高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託契約の 締結について	1 3 1
議案第 38 号 専決処分の承認について	1 3 3

議案第14号

高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

		高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。 (下線部分は改正部分)	
		改正前	改正後
第4条	市から給料の支給を受ける者（別表第80号から第82号までに掲げる者を除く。）には、報酬を支給しない。 <u>ただし、一般職の職員が正規の勤務時間以外の時間に職務に従事した場合は、この限りでない。</u>	第4条 市から給料の支給を受ける者（別表第80号から第82号までに掲げる者を除く。）には、報酬を支給しない。 <u>ただし、一般職の職員が正規の勤務時間以外の時間に職務に従事した場合は、この限りでない。</u>	第4条 市から給料の支給を受ける者（別表第80号から第82号までに掲げる者を除く。）には、報酬を支給しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員が、正規の勤務時間以外の時間に非常勤の特別職の職員として職務に従事した場合には、報酬を支給することができることとするため、関係条文を整備するものです。

高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

高松市職員の給与に関する条例（昭和32年高松市条例第28号）等の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(高松市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高松市職員の給与に関する条例（昭和32年高松市条例第28号）の一部を次の表のよう

に改正する。
(下線部分は改正部分)

	改正後	改正前
(給料)	<p>第2条 給料は、高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年高松市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、初任給調整手当（第11条の2第1項に規定する第</p> <p>第2条 給料は、高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年高松市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、初任給調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、</p>	

1種初任給調整手当及び第11条の3に規定する第2種初任給調整手当をいう。第16条において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。

(初任給調整手当)

第11条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給することができる。

(1)～(3) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて第1種初任給調整手当を支給することができる。

3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、市長が定める。

夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。

(初任給調整手当)

第11条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1)～(3) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給することができる。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、市長が定める。

〔新設〕

第11条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、

当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項、第7項及び第13項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるとごろにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に關

し必要な事項は、規則で定める。

(給与の減額)

第12条 略

(給与からの控除)

第23条 略

(給与の減額)

第12条 略

(給与からの控除)

第23条 法第25条第2項の規定により、任命権者は、職員に給与を支給する際職員の給与から次に掲げるものを控除することができる。

(1)～(8) 略

(9) 保育所及び認定こども園において職員が受けける給食に要する経費

(高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高松市条例第24号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部)

改正前	改正後
(給与)	第2条 前条第1項の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「2号会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、初任給調整手当(第10条第1項において読み替えて準用する高松市職員の給与に関する条例(昭和32年高松市条例第28号。以下「給与条例」という。))び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「1号会計年度

第 11 条の 2 に規定する第 1 種初任給調整手当及び第 10 条第 2 項において読み替えて準用する給与条例第 11 条の 3 に規定する第 2 種初任給調整手当をいう。第 15 条において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「1 号会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

（2 号会計年度任用職員の給料の支給方法）

第 6 条 給与条例第 5 条及び第 6 条の規定は、2 号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同條第 4 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該 2 号会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）」と読み替えるものとする。

（2 号会計年度任用職員の給料の支給方法）

第 6 条 高松市職員の給与に関する条例（昭和 32 年高松市条例第 28 号。以下「給与条例」という。）第 5 条及び第 6 条の規定は、2 号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同條第 4 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該 2 号会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）」と読み替えるものとする。

（2 号会計年度任用職員の初任給調整手当）

第 10 条 略

2 給与条例第 11 条の 3 の規定は、2 号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同條第 1 項中「第 4 条第 2 項」とあるのは、「高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高松市条例第 24 号）第 4 条」と、「並びに同條第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項及び第 13 項」とあるのは、「及び同条例第 5 条」と、「（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で

任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

（2 号会計年度任用職員の給料の支給方法）

第 10 条 略

〔新設〕

定める職員にあっては、規則で定める額」とあるのは、「（規則で定める職員にあっては、規則で定める額）」と、「第10条の2」とあるのは「同条例第7条において準用する給与条例第10条の2」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは、「当該2号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」とする。

(2号会計年度任用職員の期末手当)

第17条 略

2 任期の定めが6か月に満たない2号会計年度任用職員の1会計年度における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6か月以上に至ったときは、当該2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、同月の属する会計年度の前会計年度（以下「前年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用された者であって、同日の翌日に2号会計年度任用職員として任用されたものの任期（6か月未満のものに限る。）と当該者の前年度における任期（前年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、当該者を第1項の任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

4 前3項に規定するもののほか、2号会計年度任用職員の期末手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(2号会計年度任用職員の期末手当)

第17条 略

[新設]

2 6月に期末手当を支給する場合において、同月の属する会計年度の前会計年度（以下「前年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用された者であって、同日の翌日に2号会計年度任用職員として任用されたものの任期（6か月未満のものに限る。）と当該者の前年度における任期（前年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、当該者を前項の任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

[新設]

(2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 略

2 任期の定めが6か月に満たない2号会計年度任用職員の1会計年度における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6か月以上に至ったときは、当該2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前年度の末日まで会計年度任用職員として任用された者であって、同日の翌日に2号会計年度任用職員として任用されたものの任期（6か月未満のものに限る。）と当該者の前年度における任期（前年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、当該者を第1項の任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

4 前3項に規定するもののほか、2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬)
第21条 紿与条例第11条の2の規定は、1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について準用する。この場合において、同条中「第1種初任給調整手当」とあるのは、「第1種初任給調整に係る報酬」と、同条第1項第1号中「医療職給料表（一）」とあるのは、「会計年度任用職員医療職給料表（一）」と読み替えるものとする。

(2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 略

[新設]

2 6月に勤勉手当を支給する場合において、前年度の末日まで会計年度任用職員として任用された者であって、同日の翌日に2号会計年度任用職員として任用されたものの任期（6か月未満のものに限る。）と当該者の前年度における任期（前年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、当該者を前項の任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前年度の末日まで会計年度任用職員として任用された者であって、同日の翌日に2号会計年度任用職員として任用されたものの任期（6か月未満のものに限る。）と当該者の前年度における任期（前年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、当該者を前項の任期の定めが6か月以上の2号会計年度任用職員とみなす。

(1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬)
第21条 紿与条例第11条の2の規定は、1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について準用する。この場合において、同条中「第1項第1号中「医療職給料表（一）」とあるのは、「会計年度任用職員医療職給料表（一）」と読み替えるものとする。

る。

- 2 給与条例第11条の3の規定は、1号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第2種初任給調整手当」とあるのは、「第2種初任給調整に係る報酬」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 月額による報酬 給与条例第11条の3第1項中「当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項、第7項及び第13項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びに」とあるのは、「高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高松市条例第24号)第18条第2項の規定により決定した報酬の基本額(規則で定める職員にあっては規則で定める額)及び」と、「第10条の2の規定による地域手当の支給割合」とあるのは、「同条第1項に規定する給与条例第10条の2第2項に定める割合」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは、「当該1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」とする。
- (2) 月額による報酬 給与条例第11条の3第1項中「当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項、第7項及び第13項の規定により当該職員の受ける号給に応じた

〔新設〕

額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びに」とあるのは、「高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高松市条例第24号）第18条第3項の規定により決定した報酬の基本額（規則で定める職員にあつては規則で定める額）及び」と、「第10条の2の規定による地域手当の支給割合」とあるのは「同条第1項に規定する給与条例第10条の2第2項に定める割合」と、「に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）」とあるのは、「を、当該1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）」とする。

(3) 時間額による報酬 給与条例第11条の3第1項中「当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項、第7項及び第13項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びに」とあるのは、「高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高松市条例第24号）第18条第4項の規定により決定した報酬の基

本額（規則で定める職員にあっては規則で定める額）及び」と、「第10条の2の規定による地域手当の支給割合」とあるのは「同条第1項に規定する給与条例第10条の2第2項に定める割合」と、「合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額（その額に5.0銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、5.0銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）」（次項において「特定額」という。）とあるのは、「合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」（次項において「特定額」という。）とする。

（1号会計年度任用職員の期末手当）

第27条 略

2 任期の定めが6か月に満たない1号会計年度任用職員（月額で報酬を定める者に限る。次条第2項において同じ。）の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6か月以上に至ったときは、当該1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上の1号会計年度任用職員とみなす。

3 第1項の規定により、6月1日在職する1号会計年度任用職員に対し、期末手当を支給する場合には、第17条第3項の規定を準用する。
4 前3項に規定するもののほか、1号会計年度任用職員の期末手当

（1号会計年度任用職員の期末手当）

第27条 略

〔新設〕
2 前項の規定により、6月1日在職する1号会計年度任用職員に對し、期末手当を支給する場合には、第17条第2項の規定を準用する。
〔新設〕

の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 略

2 任期の定めが6か月に満たない1号会計年度任用職員の1会計年

度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6か
月以上に至つたときは、当該1号会計年度任用職員は、当該会計
年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上の1号会
計年度任用職員とみなす。

3 前1項の規定により、6月1日在職する1号会計年度任用職員
に対し、勤勉手当を支給する場合には、第17条の2第3
項の規定を準用する。

4 前3項に規定するもののほか、1号会計年度任用職員の勤勉手当
の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 略

[新設]

2 任期の定めが6か月に満たない1号会計年度任用職員の1会計年

度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6か
月以上に至つたときは、当該1号会計年度任用職員は、当該会計
年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上の1号会
計年度任用職員とみなす。

2 前項の規定により、6月1日在職する1号会計年度任用職員

に対し、勤勉手当を支給する場合には、第17条の2第2項の
規定を準用する。

[新設]

(高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年高松市条例第52号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 高松市職員の給与に関する条例(昭和32年高松市条例第28号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第10条の4、<u>第11条の2及び第11条の3</u>の規定</p> <p>第5条 高松市職員の給与に関する条例(昭和32年高松市条例第28号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第10条の4及び<u>第11条の2</u>の規定は、特定任期付</p>

は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

職員には、適用しない。

2・3 略

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中高松市職員の給与に関する条例第23条の改正規定 令和8年6月1日
 - (2) 第2条中高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条、第27条及び第27条の2の改正規定 公布の日
- 2 第2条の規定による改正後の高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条、第17条の2、第27条及び第27条の2の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(提案理由)

職員の月例給与水準を適切に確保するため、初任給調整手当を人事院勧告に準拠して改定し、2号会計年度任用職員の初任給調整手当及び1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について職員の改定内容に鑑み改定し、並びに事務の効率化のため、職員が受ける給食に要する経費について給与から控除できることとする等のため、関係条文を整備するものです。

高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年高松市条例第50号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年高松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

		(下線部分は改正部)	
		改正前	改正後
(個人番号の利用範囲)	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。		
2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理			

するためには必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	略
2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収の徵収に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	略
4	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	略	
2 市長	生活保護法の規定	医療保険給付関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢

<u>に準じて</u>	<u>性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する</u>
-------------	--

2 市長 略	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用户負担	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用户負担	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
3 市長 略	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用户負担	中国残留邦人等支援給付等関係情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用户負担	中国残留邦人等支援給付等関係情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
4 市長 略	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用户負担	中国残留邦人等支援給付等関係情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用户負担	中国残留邦人等支援給付等関係情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

	額減額措置事業に実施する事務であって規則で定めるもの	額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	<u>4～7 略</u>	<u>5～8 略</u>

附 則

この条例は、令和8年6月15日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、生活中に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が法定事務に準ずる事務に定められたことを踏まえ、本市が個人番号を独自利用するために条例で定める事務のうち当該事務を削るため、関係条文を整備するものです。

議案第17号

高松市仏生山交流センターライセンス条例の一部改正について

高松市仏生山交流センターライセンス条例（令和2年高松市条例第35号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市仏生山交流センターライセンス条例の一部を改正する条例

		(下線部分は改正部分)
	改正後	改正前
(使用許可) 第3条 略	(使用許可) 第3条 施設等のうち別表第1に定めるものを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。 2・3 略	(使用許可) 第3条 施設等のうち別表第1に定めるものを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
(交流センターの使用料) 第5条 略	(交流センターの使用料) 第5条 交流センター使用者は、別表第1に規定する使用料（以下こ	(交流センターの使用料) 第5条 交流センター使用者は、別表第1に規定する使用料（以下こ

の条において「使用料」という。) を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

2・3 略

(利用料金)

第17条 略

- 2 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第4に規定する使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1 (第3条、第5条、第17条関係)
1 交流センター使用料

施設名	午前 午後 まで	午前 午後 まで	全日 午後 まで	1時間 午後5時 まで	1時間 午後5時 まで	1時間 午後5時 まで	1時間 午後5時 まで
イベントス ベース	8,230	10,960	19,200	3,040	5,490	7,310	12,800
調理室	5,160	6,880	13,750	1,720	4,860	6,480	11,340
会議室11 (北)	1,830	2,430	4,260	670	1,220	1,620	2,840

別表第1 (第3条、第5条、第17条関係)
1 交流センター使用料

施設名	午前 午後 まで	午前 午後 まで	午後 まで	全日 午後 まで	1時間 午後5時 まで		
イベントス ベース	8,230	10,960	19,200	3,040	5,490	7,310	12,800
調理室	5,160	6,880	13,750	1,720	4,860	6,480	11,340

会議室1 1 (南)	<u>2,640</u>	<u>3,510</u>	<u>6,150</u>	<u>970</u>
会議室2 1	<u>1,620</u>	<u>2,160</u>	<u>3,780</u>	<u>590</u>
会議室2 2	<u>2,020</u>	<u>2,700</u>	<u>4,720</u>	<u>750</u>
研修室	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>7,560</u>	<u>1,190</u>
教室	<u>5,070</u>	<u>6,750</u>	<u>11,820</u>	<u>1,870</u>

備考 略
〔削る〕

2 附屬設備使用料

区分 種別	使用料
冷暖房装置	その施設の使用料の2分の1の額

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

2 附屬設備使用料

名称	単位	使用料	単位	使用料
拡声装置	1式	円 <u>500</u>	1式	円 <u>500</u>
マイクロホン	1本	円 <u>100</u>	映像装置	1式 <u>500</u>
プロジェクター（スクリーン付き）	1式	円 <u>500</u>	プロジェクター（大型スクリーン付き）	1式 <u>600</u>
移動型モニター	1式	円 <u>500</u>	スポットライト	1式 <u>700</u>

- 1 この表に掲げる使用料の額は、施設の使用時間1時間当たりの額とする。
 2 この表に掲げるものの以外の附属設備の使用料の額は、類似する附属設備の使用料の額に準じて市長が定める額とする。

司会者台	<u>1台</u>	<u>100</u>	<u>3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。</u>
演台	<u>1台</u>	<u>100</u>	
ホワイトボード	<u>1台</u>	<u>100</u>	
パーテーション	<u>1枚</u>	<u>100</u>	
ステージ（室内用）	<u>1台</u>	<u>100</u>	
テント	<u>1張</u>	<u>300</u>	
<u>備考</u>			
1 この表に掲げる使用料の額は、施設の使用時間1時間当たりの額とする。			
2 この表に掲げるものの以外の附属設備の使用料の額は、類似する附属設備の使用料の額に準じて市長が定める額とする。			
3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。			

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第17条第2項の規定の例により、同条第1項に規定する利用料金の承認をすることができる。

(提案理由)

受益者負担の適正化を目的として、高松市仮生山交流センターの使用料の額を改定するため、関係条文を整備するものです。

高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部改正について

高松市印鑑条例（昭和53年高松市条例第9号）及び高松市手数料条例（平成12年高松市条例第5号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部を改正する条例

（高松市印鑑条例の一部改正）

第1条 高松市印鑑条例（昭和53年高松市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

	改正後	改正前
	(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付) 第16条 前条に定めるものほか、登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第	(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付) 第16条 前条に定めるものほか、登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第

86号) 第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

86号) 第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(高松市手数料条例の一部改正)

第2条 高松市手数料条例(平成12年高松市条例第5号)の一部を次の表のように改正する。

		(下線部分は改正部分)	
		改正前	改正後
	(手数料の徴収)		
	第2条 市は、別に定めがあるもののほか、別表に掲げる事務について、同表に定める手数料を徴収する。		
	別表(第2条関係)		
区分	事務の種類	単位	金額
1 証明手数料	(1) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは	証明書	350円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するため
	12条の2第1項若しくは	1通	1通

第12条の3 第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明	(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。)により証明書を交付する場合にあっては、250円
第12条の3 第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明	(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。)により証明書を交付する場合にあっては、250円

	(2)～(23) 略
2～6 略	
備考 略	

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条本文に規定する施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

電気通信事業法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第19号

高松市国民健康保険条例の一部改正について

高松市国民健康保険条例（昭和35年高松市条例第21号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市国民健康保険条例（昭和35年高松市条例第21号）の一部を改正する条例

		(下線部分は改正部分)
	改正後	改正前
	(保険料の賦課額) 第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。	(保険料の賦課額) <u>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金</u>

賦課被保険者（国民健康保険法施行令附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令附則第4条の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

〔新設〕

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額

(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)
第10条の3 略

(基礎賦課総額)
第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条第1項、

第18条の3及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

ア イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) を除く。)
並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)

(2) 略
ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）を除く。）及び同条の規定により貸し付けられる賃付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額

ウ・エ 略

(基礎賦課限度額)

第14条の2 第11条の基礎賦課額は、67万円を超えることがで
きない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の7 略

(1)・(2) 略
(3) 略

等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）を除く。）及び同条の規定により貸し付けられる賃付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額

ウ・エ 略

(基礎賦課限度額)

第14条の2 第11条の基礎賦課額は、66万円を超えることがで
きない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の7 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおり
とする。
(1)・(2) 略
(3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略
2・3 略

(介護納付金賦課限度額)

第14条の14 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の15 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第18条第1項、第18条の3、第18条の4及び第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合には、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条の2第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることが

じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度の直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略
2・3 略

(介護納付金賦課限度額)

第14条の14 略

〔新設〕

できる。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額
- イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
- (3) 当該年度における第23条の2第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額
- (子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦

〔新設〕

課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者という。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の17 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する前の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第14条の18 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（1）所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第14条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32

〔新設〕

〔新設〕

- 条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘査して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除了額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘査して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘査して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除了して得た額
イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の

3を乗じて得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数又は100円未満の端数があるときは、これを切り上げるも のとする。

3 市長は、第1項の保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の19 第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額には、3万円を超えることができない。

(端数計算等)

第14条の20 略

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 略

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2

[新設]

(端数計算等)

第14条の15 略

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額には、100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 略

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2

項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の4若しくは第14条の16の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の10の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第18条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるとき限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となる。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の4の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の10の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるとき限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の4、第14条の10若しくは第14条の16の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第18条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第18条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいづれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるとき限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が6万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の4若しくは第14条の10の額又は次条第1項各号に定める額、第18条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号に定める額、第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるとき限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合は、66万円）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所屬者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分

区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金

して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第34条第4項に規定する长期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の

額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいい。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得にについて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額との数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得にについて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいい。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得にについて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超える被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超える。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超える。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超える。）現在において当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超える。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者

以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の4」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条第2項及び第3項」及び「同条第2項及び第3項」とあるのは「第14条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条第2項及び第3項」及び「同条第2項及び第3項」とあるのは「第14条の13第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）とする。
(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得区分として計算される所得の金額の合算額が、地方税法

以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条第2項及び第3項」及び「同条第2項及び第3項」とあるのは「第14条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条第2項及び第3項」及び「同条第2項及び第3項」とあるのは「第14条の13第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

うち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得区分として計算される所得の金額の合算額が、地方税法

第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一

世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

エ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万を乗じて得た金額をえた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外

の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度
分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定
の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世
帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付
金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり
被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり
18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等
割額に10分の2を乗じて得た額

〔新設〕

6 第14条の18第2項及び第3項の規定は、前項各号のアからウ
までに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第
2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定に
ついて準用する。この場合において、第14条の18第2項及び第
3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当た
り軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減
額」）と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等の特例）

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同
一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第
1項、第14条の5、第14条の11及び第14条の17並びに前

（特例対象被保険者等の特例）

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同
一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第
1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中

条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついで、同法」とあるのは「ついては、地方税法」に、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついで、同法」とあるのは「ついては、地方税法」に、「所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついで、同法」とあるのは「ついては、地方税法」に、「所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）
第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

を控除して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

2・3 略

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の18」と、第2項中「第14条第3項」及び「同条第3項」とあるのは「第14条の18第3項」と読み替えるものとする。

5・6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」と、「第14条」とあるのは「第14条の7」と、前項中「第14条第3項」及び「同条第3項」とあるのは「第14条の7第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条」とあるのは「第14条の18」と、第6項中「第14条第3項」及び「同条第3項」とあるのは「第14条の18第3項」と読み替えるものとする。

を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2・3 略

〔新設〕

4 第1項について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の18」と、第2項中「第14条第3項」及び「同条第3項」とあるのは「第14条の18第3項」と読み替えるものとする。

4・5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の7」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の7第2項」と、前項中「第14条第3項」及び「同条第3項」とあるのは「第14条の7第3項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

7 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条」とあるのは「第14条の18」と、第6項中「第14条第3項」及び「同条第3項」とあるのは「第14条の18第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号）に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の4」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条第2項」及び「同条第2項」とあるのは「第14条の7第2

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号）に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条第2項」及び「同条第2項」とあるのは「第14条の7第2

項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条第2項」及び「同条第2項」とあるのは「第14条の13第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条第2項」及び「同条第2項」とあるのは「第14条の18第2項」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯における場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条第2項」及び「同条第2項」とあるのは「第14条の13第2項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯における場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) • (2) 略

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 11 条」とあるのは「第 14 条の 4」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第 18 条第 1 項各号とあるのは「第 18 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と、前項中「第 14 条第 2 項」及び「同条第 2 項」を読み替えるものとする。

8 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 11 条」とあるのは「第 14 条の 4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第 14 条第 2 項」及び「同条第 2 項」とあるのは「第 14 条の 7 第 2 項」と読み替えるものとする。

9 第 6 項及び第 7 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 11 条」とあるのは「第 14 条の 10」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第 18 条第 1 項各号」とあるのは「第 18 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と、第 7 項中「第 14 条第 2 項」及び「同条第 2 項」とあるのは「第 14 条の 13 第 2 項」と読み替えるものとする。

10 第 6 項及び第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 11 条」とあるのは「第 14 条の 16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第 18 条第 1 項各号」とあるの

(1) • (2) 略

6 略

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 11 条」とあるのは「第 14 条の 4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第 14 条第 2 項」及び「同条第 2 項」とあるのは「第 14 条の 7 第 2 項」と読み替えるものとする。

8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 11 条」とあるのは「第 14 条の 10」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第 6 項中「第 14 条第 2 項」及び「同条第 2 項」とあるのは「第 14 条の 13 第 2 項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

は「第18条第5項各号」と、第7項中「第14条第2項」及び
「同条第2項」とあるのは「第14条の18第2項」と読み替える
ものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の
被保険者均等割額の減額)
第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後
の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険
者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る
当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額
は、第14条の18の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者
均等割の保険料率に相当する額(第18条第5項、第18条の3第
4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の
規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により
読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み
替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険
者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者
均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつて
は、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する
額を控除して得た額とする。

2 第14条の18第3項の規定は、前項に規定する額の決定につい
て準用する。この場合において、第14条の18第3項の規定中
「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の2、第14条の2、第14条の15から第14条の19まで及び第17条から第18条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

高松市介護保険条例の一部改正について

高松市介護保険条例（平成12年高松市条例第10号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市介護保険条例の一部を改正する条例
高松市介護保険条例（平成12年高松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

		(下線部分は改正部分)	
		改正前	改正後
附 則	附 則	附 則	附 則
(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例)	(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例)	第11条 略	第11条 略
<u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u>	<u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u>		

年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特

別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除のある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合

には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定について

の第2条第1項の規定については、当該第1号被保険者の属する世帯及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいづれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日ににおいて当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいづれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上
 161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年
 の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上
 190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得
 金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収
 入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正す
 る法律第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下
 「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5によ
 り当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等
 の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- （3） 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、か
 つ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていな
 い者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいづれかに該當
 するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上
 65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第
 3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定
 める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中
 の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である
 場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上
 161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条
 第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で

定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第21号

高松市庵治ほつとびあん条例の一部改正について

高松市庵治ほつとびあん条例（平成17年高松市条例第178号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市庵治ほつとびあん条例の一部を改正する条例

高松市庵治ほつとびあん条例（平成17年高松市条例第178号）の一部を次のように改正する。

		(下線部分は改正部分)
		改正前
	改正後	
(使用許可)	(使用許可)	
第2条 略	第2条 略	[新設]
(使用料)		
第3条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。	第3条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合	〔新設〕

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができます。
3 市長は、使用者が第1条に規定する設置目的に沿ってほつとびあんを使用する場合において、必要があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができます。

(利用の制限)

第4条 略

(損害賠償)

第5条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 略

2～5 略

6 第1項の規定によりほつとびあんの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条の規定は適用せず、第2条、第4条及び第5条の規定の適用については、第2条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

7 略

(利用の制限)

第3条 略

(損害賠償)

第4条 第2条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 略

2～5 略

6 第1項の規定によりほつとびあんの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条から前条までの規定については、第2条及び第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「第2条第1項」とあるのは「次条第6項の規定により読み替えて適用される第2条第1項」とする。

7 略

(利用料金)
第7条 略

2 利用料金は、別表に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条・第9条 略

(指定管理者の指定の取消し等があつた場合における利用料金の取扱い)

第10条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは第6条第5項に規定する業務の全部の停止を命じたとき、又は利用料金を指定管理者の収入として收受させないときは、第7条第2項の利用料金の額をほっとびあんの使用料として徴収する。

2 略

第11条 略

別表 (第3条、第7条関係)
1 浴室使用料

区分		使用料 (1回につき)	利用料 (1回につき)
(1) 大人	高齢者	略	
一般	高齢者の使用料の1・3倍の額	一般	高齢者の利用料の1・3倍の額

別表 (第6条関係)
1 浴室利用料

区分		利用料 (1回につき)
(1) 大人	高齢者	略

(2) 小人	前号の一般の <u>使用料</u> の2分の1の額	(2) 小人	前号の一般の <u>利用料</u> の2分の1の額
(3) 障害者	一般	(3) 障害者	一般
	略		略
	小人	前号の <u>使用料</u> の2分の1の額	前号の <u>利用料</u> の2分の1の額
備考	1～4 略	1～4 略	5 利用料に10円未満の端数が生じたときは、5円未満は切り捨て、5円以上は10円に切り上げる。
	5 <u>使用料</u> に10円未満の端数が生じたときは、5円未満は切り捨て、5円以上は10円に切り上げる。	2 娯楽室（カラオケ用機器設置） <u>使用料</u>	2 娯楽室（カラオケ用機器設置） <u>利用料</u>
		区分	区分
		午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで
		午後5時まで	午後5時まで
		略	略
備考	略	3 健康増進器機室 <u>使用料</u>	3 健康増進器機室 <u>利用料</u>
		区分	区分
		使用料	利用料
		略	略
備考	略	4 会議室等 <u>使用料</u>	4 会議室等 <u>利用料</u>
		区分	区分
		使用時間	使用時間
		1時間	1時間
大会議室（全面）			1,240円
大会議室（半面）			730円
小会議室			390円
調理実習室			910円
備考			

- | | |
|---|--|
| 1 | 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。 |
| 2 | 使用者が、當利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍とする。 |
| 3 | 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。 |

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第7条第2項の規定の例により、同条第1項に規定する利用料金の承認をすることができる。

(提案理由)

高松市庵治(ほつとびあん)として管理をする範囲を見直すことにより、新たに高松市庵治(ほつとびあん)として管理をすることとなる会議室等の使用料の額を定める等のため、関係条文を整備するものです。

議案第22号

高松市手数料条例の一部改正について

高松市手数料条例（平成12年高松市条例第5号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市手数料条例の一部を改正する条例
高松市手数料条例（平成12年高松市条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の徴収)				(手数料の徴収)			
第2条 市は、別に定めがあるもののほか、別表に掲げる事務について、同表に定める手数料を徴収する。				第2条 市は、別に定めがあるもののほか、別表に掲げる事務について、同表に定める手数料を徴収する。			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	事務の種類	単位	金額	区分	事務の種類	単位	金額
1～5 略				1～5 略			

6 その他 手数料	(1)～(9)の2 略 (9)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第13項の規定に基づく医薬品の品目ごとの製造販売の承認事項の一部変更の承認（前号の承認に係るものに限る。）	(1)～(9)の2 略 (9)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第15項の規定に基づく医薬品の品目ごとの製造販売の承認事項の一部変更の承認（前号の承認に係るものに限る。）
6 その他 手数料	(9)の4～(17) 略	備考 略

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(提案理由)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

高松市旅館業法施行条例の一部改正について

高松市旅館業法施行条例（平成15年高松市条例第10号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市旅館業法施行条例（平成15年高松市条例第10号）の一部を改正する条例

(5)～(14) 略

(5)～(14) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

旅館業の施設の浴室の衛生に必要な措置の基準について、香川県との整合を図るため、関係条文を整備するものです。

高松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

高松市公衆浴場法施行条例（平成24年高松市条例第29号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市公衆浴場法施行条例（平成24年高松市条例第29号）の一部を次のように改正する条例

(10)～(19) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公衆浴場について講じなければならない衛生等に係る措置の基準について、香川県との整合を図るため、関係条文を整備するものです。

と。
(10)～(19) 略

議案第25号

高松市食品衛生法施行条例の一部改正について

高松市食品衛生法施行条例（平成12年高松市条例第14号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市食品衛生法施行条例（平成12年高松市条例第14号）の一部を改正する条例

高松市長 大西秀人

		(下線部分は改正部)		
		改正前	改正後	
(営業許可の申請手数料)				(営業許可の申請手数料)
第4条 略		第4条 法第55条第1項の規定による當業の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、1件につき、別表に定める手数料を納めなければならない。		第4条 法第55条第1項の規定による當業の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、1件につき、別表に定める手数料を納めなければならない。
別表 (第4条関係)	別表 (第4条関係)	事務の種別	事務の区分	手数料の額

1 飲食店営業	(1)～(3) 略		
	(4) 営業の継続許可 の申請 (次号に掲げ るものを除く。) に 対する審査	<u>1万7,000円</u>	(4) 営業の継続許可 の申請 (次号に掲げ るものを除く。) に 対する審査
2 調理の機能を有 する自動販売機に より食品を調理 し、調理された食 品を販売する営業	(1) 略		(1) 略
	(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>5,000円</u>	(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
3 食肉販売業	(1) 略		(1) 略
	(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万円</u>	(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
4 魚介類販売業	(1)・(2) 略		(1)・(2) 略
	(3) 営業の継続許可 の申請 (次号に掲げ るものを除く。) に 対する審査	<u>1万円</u>	(3) 営業の継続許可 の申請 (次号に掲げ るものを除く。) に 対する審査

	(4) 略	(4) 略
5 魚介類競り売り 営業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>2万1,000円</u>	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万9,000円</u>
6 集乳業	(1) 略	(1) 略
7 乳処理業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万円</u>	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>9,000円</u>
8 特別牛乳搾取処 理業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>2万1,000円</u>	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万9,000円</u>
9 食肉処理業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>2万1,000円</u>	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万9,000円</u>
10 食品の放射線 照射業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>2万1,000円</u>	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万9,000円</u>
11 菓子製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万5,000円</u>	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査 <u>1万3,000円</u>
12 アイスクリー	(1) 略	(1) 略

	ム類製造業	(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	1万5,000円	ム類製造業	(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	1万3,000円
1 3	乳製品製造業	(1) 略		1 3	乳製品製造業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2万1,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
1 4	清涼飲料水製 造業	(1) 略		1 4	清涼飲料水製 造業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2万1,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
1 5	食肉製品製造 業	(1) 略		1 5	食肉製品製造 業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2万1,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
1 6	水産製品製造 業	(1) 略		1 6	水産製品製造 業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	1万7,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
1 7	氷雪製造業	(1) 略		1 7	氷雪製造業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2万1,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
1 8	液卵製造業	(1) 略		1 8	液卵製造業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	1万5,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査
1 9	食用油脂製造 業	(1) 略		1 9	食用油脂製造 業	(1) 略
		(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2万1,000円			(2) 営業の継続許可 の申請に対する審査

20 みそ又はしょ うゆ製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万7,000円</u>	20 みそ又はしょ うゆ製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万5,000円</u>
21 酒類製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万7,000円</u>	21 酒類製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万5,000円</u>
22 豆腐製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万5,000円</u>	22 豆腐製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万5,000円</u>
23 納豆製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万5,000円</u>	23 納豆製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万3,000円</u>
24 麵類製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万5,000円</u>	24 麵類製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万3,000円</u>
25 そうざい製造 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>2万1,000円</u>	25 そうざい製造 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万9,000円</u>
26 複合型そうざ い製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>3万1,000円</u>	26 複合型そうざ い製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
27 冷凍食品製造 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>2万1,000円</u>	27 冷凍食品製造 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	<u>1万9,000円</u>

2 8 様々な冷凍食品 品製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2 8 複合型冷凍食 品製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2 8 複合型冷凍食 品製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	の申請に対する審査
2 9 漬物製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2 9 漬物製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	2 9 漬物製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	の申請に対する審査
3 0 密封包装食品 製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	3 0 密封包装食品 製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	3 0 密封包装食品 製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	の申請に対する審査
3 1 食品の小分け 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	3 1 食品の小分け 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	3 1 食品の小分け 業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	の申請に対する審査
3 2 添加物製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	3 2 添加物製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	3 2 添加物製造業	(1) 略 (2) 営業の継続許可 の申請に対する審査	の申請に対する審査
						備考 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

香川県の許可申請手数料の額が改定されることに鑑み、その改定後の手数料の額との均衡を図るため、関係条文を整備するものです。

高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年高松市条例第10号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年高松市条例第10号）の一部を次のように改正する。
(下線部分は改正部)

	改正前	改正後
第2条 略	(給与の種類)	(給与の種類)
2		
3	手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当 <u>（第6条に規定する第1種初任給調整手当及び第6条の2に規定する第2種初任給調整手当をいう。）</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、单身手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、勤務派遣手当及び退職手当とす	手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、单身手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び退職手当とす

当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第6条 第1種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対する職員に対して支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給することができる。

第6条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第7条 略

(初任給調整手当)

第6条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給することができる。

[新設]

(扶養手当)

第7条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の月例給与水準を適切に確保するために、初任給調整手当を人事院勧告に準拠して改定するため、関係条文を整備するものです。

高松市スポーツ施設条例の一部改正について

高松市スポーツ施設条例（昭和61年高松市条例第35号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

高松市スポーツ施設条例（昭和61年高松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

		(下線部分は改正部)
		改正前
	改正後	
(使用料の納付等)	(使用料の納付等)	
第11条 略	第11条 使用者は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認められる場合は、当該使用料を後納させることができる。	
(1) 略	(1) 略	
(2) 高松市健康増進温浴施設及び別表第27に掲げるスポーツ施	(2) 高松市健康増進温浴施設及び別表第27に掲げるスポーツ施	

設以外のスポーツ施設 それぞれ別表第3から別表第26までに規定する額

2・3 略

(利用料金)

第20条 略

2 略

2 利用料金は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 略

(2) 高松市健康増進温浴施設及び別表第27に掲げるスポーツ施設以外のスポーツ施設 それぞれ別表第3から別表第26までに規定する使用料の額

(3) 略

別表第4 高松市屋島競技場使用料（第11条、第20条関係）

1 競技場等使用料

(1) 主競技場専用使用の場合

使用時間	午前			午後			夜間			午前・午後・夜間			午前			午前・午後・夜間			午前			
	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	
午前	9時	1時	5時	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	9時	1時	午前	午後	午後	午前	9時	1時	午前	9時	1時	午前
から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から
午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後

別表第4 高松市屋島競技場使用料（第11条、第20条関係）

1 競技場等使用料

(1) 主競技場専用使用の場合

使用時間	午前			午後			夜間			午前・午後			午後・夜間			午前・午後・夜間			午前			
	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	
午前	9時	1時	5時	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	9時	1時	午前	午後	午後	午前	9時	1時	午前	9時	1時	午前
から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から
午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後

| 使用区分 | | 学
校
等
外 | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| アマ
チュ
アス
ボー
ツに
ない
使
用
す
る
場
合 | |
| 1 時
まで | |
| 9時
まで | |
| 5時
まで | |
| 1 時
まで | |
| 定
る
使
時
に
続
て
時
を
位
し
専
使
す
場
(
時
當
り) | す
各
用
間
連
し
1
間
単
と
て
用
用
る
合
1
間
た
り) |

略	入場料	31,020	31,020	31,020	46,520	46,520	69,780	9,690
アマチュアスキー場外に使用する場合	等を徴収しない場合							

備考 略

(2) 室内競技場専用使用の場合

使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
アマチュアスキー場外に使用する場合	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

略	入場料	27,600	27,600	27,600	41,400	41,400	62,100	8,620
アマチュアスキー場外に使用する場合	等を徴収しない場合							

備考 略

(2) 室内競技場専用使用の場合

使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
アマチュアスキー場外に使用する場合	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

て 1 間 単 と て 用 用 の 合 1 間 た
時 を 位 し 専 使 す 場 (時 当 り)

使 用 区 分	学 校	円	1,760	円	1,760	円	2,640	円	3,960	円	550
学 等	2,080	2,080	3,120	3,120	4,680	4,680	650	650	1,300	1,300	
学 等 以 外	4,160	4,160	6,240	6,240	9,360	9,360					

備 考 略

(3) 補助競技場専用使用の場合

て 1 間 単 と て 用 用 の 合 1 間 た
時 を 位 し 専 使 す 場 (時 当 り)

使 用 区 分	学 校	円	2,080	円	3,120	円	4,680	円	650	円	
学 等	4,160	4,160	6,240	6,240	9,360	9,360					
学 等 以 外											

備 考 略

(3) 補助競技場専用使用の場合

使 用 時 間	午 前	午 後	午 前・午 後	午 前	午 後	午 前・午 後	午 前	午 後	午 前・午 後	午 前	午 後
	午前 9 時 から午後 1 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで

午前 9 時 から午後 1 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

単 と て 用 用 の 合 1 間 た 時 を 位 し 専 使 す 場 (時 当 り)	円 <u>900</u>
	円 <u>6,480</u>
	円 <u>4,320</u>
	円 <u>2,880</u>
、レ ー ン グ 専 用 使 用 分 額	円 <u>2,880</u>

略 考 譜

(5) 個人使用の場合

使用区分	使用料
スポーツ練習(主競技場、室内競技場、補助競技場)	300円
一般	1人1回
生徒・児童	1人1回
高齢者	1人1回
障害者	1人1回
一般	1人1回
生徒・児童	1人1回
	150円
	150円
	150円
	300円
	150円

使用区分	トレー ニング 3,080	円 3,080	円 3,080	円 4,610	円 4,610	円 6,920	円 960
間単とて用する合時を位し専使す場	(時當り)						

略備考

(5) 個人使用の場合

使用区分	使用単位	使用料
スポーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場）	一般	400円
	生徒・児童	200円
	高齢者	200円
	障害者	200円
トレーニング室	一般	400円
	生徒・児童	200円

	高齢者	1人1回	200円	高齢者	1人1回	150円
	障害者	1人1回	200円	障害者	1人1回	150円
回数券	一般 スボーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場）	1回券1枚つづり	4,000円	一般 スボーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場）	1回券1枚つづり	3,000円
	生徒・児童	1回券1枚つづり	2,000円			
	高齢者	1回券1枚つづり	2,000円			
	障害者	1回券1枚つづり	2,000円	高齢者	1回券1枚つづり	1,500円
	ト レ 一 ニンジン室	1回券1枚つづり	4,000円	生徒・児童 ニンジン室	1回券1枚つづり	3,000円
	生徒・児童	1回券1枚つづり	2,000円			
	高齢者	1回券1枚つづり	2,000円			
	障害者	1回券1枚つづり	2,000円	高齢者	1回券1枚つづり	1,500円
定期券	ト レ 一 ニンジン室	1人1か月	3,200円	障害者	1回券1枚つづり	1,500円
	生徒・児童	1人1か月	1,600円			
	高齢者	1人1か月	1,600円			
	障害者	1人1か月	1,600円	定期券	ト レ 一 ニンジン室	1人1か月
					一般	2,400円
					生徒・児童	1人1か月
					高齢者	1人1か月
					障害者	1人1か月

備考 略

	高齢者	1人1回	200円	高齢者	1人1回	200円
	障害者	1人1回	200円	障害者	1人1回	200円
回数券	一般 スボーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場）	1回券1枚つづり	4,000円	一般 スボーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場、競技場）	1回券1枚つづり	3,000円
	生徒・児童	1回券1枚つづり	2,000円			
	高齢者	1回券1枚つづり	2,000円			
	障害者	1回券1枚つづり	2,000円	障害者	1回券1枚つづり	1,500円
	ト レ 一 ニンジン室	1回券1枚つづり	4,000円	ト レ 一 ニンジン室	1回券1枚つづり	3,000円
	生徒・児童	1回券1枚つづり	2,000円			
	高齢者	1回券1枚つづり	2,000円			
	障害者	1回券1枚つづり	2,000円	高齢者	1回券1枚つづり	1,500円
定期券	ト レ 一 ニンジン室	1人1か月	3,200円	障害者	1回券1枚つづり	1,500円
	生徒・児童	1人1か月	1,600円			
	高齢者	1人1か月	1,600円			
	障害者	1人1か月	1,600円	定期券	ト レ 一 ニンジン室	1人1か月
					一般	2,400円
					生徒・児童	1人1か月
					高齢者	1人1か月
					障害者	1人1か月

備考 略

2 大型映像装置及び写真判定室・放送室・記録室・スタッフフルーム使用料

使用時間	午前	午後	午前・午後	午前の欄
午前 9 時 から午後 1 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午前・午後 の欄まで に規定す る各使用 時間に連 続して 1 時間とし て専用使 用する場 合(1 時間 当たり)
使用区分				

写真判定室・ 放送室・記録 室・スタッフ ルーム	<u>2,640</u>	<u>2,640</u>	<u>3,960</u>	<u>830</u>
備考	略			

3 器具使用料
備考 略

2 大型映像装置及び写真判定室・放送室・記録室・スタッフフルーム使用料

使用時間	午前	午後	午前・午後	午前の欄
午前 9 時 から午後 1 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午前・午後 の欄まで に規定す る各使用 時間に連 続して 1 時間とし て専用使 用する場 合(1 時間 当たり)
使用区分				

写真判定室・ 放送室・記録 室・スタッフ ルーム	<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>2,640</u>	<u>550</u>
備考	略			

3 器具使用料
備考 略

品名	区分	使用単位	使用料
陸上競技器具	1式		<u>14,450</u>
略			

備考 略
4～6 略

別表第5 高松市ヨット競技場使用料（第11条、第20条関係）

名称	使用期間	使用料	
		一時使用 (1日につき)	常時使用 (1か月につき)
使用区分	一般	生徒・児童	生徒・児童
高層棟艇庫	ラック式 (1艇につき)	<u>150</u>	<u>80</u>
略			
高層棟艇庫	ラック式 (1艇につき)	<u>770</u>	<u>390</u>
略			

備考 略

品名	区分	使用単位	使用料
陸上競技器具	1式		<u>9,630</u>
略			

備考 略
4～6 略

別表第5 高松市ヨット競技場使用料（第11条、第20条関係）

名称	使用期間	使用料	
		一時使用 (1日につき)	常時使用 (1か月につき)
使用区分	一般	生徒・児童	生徒・児童
艇庫内ヨット置場			
略			
高層棟艇庫	ラック式 (1艇につき)	<u>730</u>	<u>360</u>
略			

備考 略

3～7 略

3～7 略

別表第25 高松市立東部運動公園内スポーツ施設使用料（第11
条、第20条関係）

1 運動施設使用料

略

備考

1 第1サッカ一場の3分の1、2分の1又は3分の2を専用使
用する場合の使用料は、この表に規定する額のそれぞれ3分の
1、2分の1又は3分の2の額とする。

2～5 略

2 夜間照明施設使用料

略

備考

1 第1サッカ一場の3分の1、2分の1又は3分の2を専用使
用する場合の使用料は、この表に規定する額のそれぞれ3分の
1、2分の1又は3分の2の額とする。

2～4 略

3・4 略

別表第25 高松市立東部運動公園内スポーツ施設使用料（第11
条、第20条関係）

1 運動施設使用料

略

備考

1 第1サッカ一場の3分の1又は3分の2を専用使用する場合
の使用料は、この表に規定する額のそれぞれ3分の
1又は3分の2の額とする。

2～5 略

2 夜間照明施設使用料

略

備考

1 第1サッカ一場の3分の1又は3分の2を専用使用する場合
の使用料は、この表に規定する額のそれぞれ3分の
1又は3分の2の額とする。

2～4 略

3・4 略

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 別表第4の改正規定 令和9年4月1日

2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第20条第2項の規定の例により、利用料金の承認をすることができる。

(提案理由)

受益者負担の適正化等を目的として、高松市屋島競技場の使用料の額を改定し、並びに利用者の利便性向上のため高松市ヨット競技場及び高松市立東部運動公園の使用区分を変更するため、関係条文を整備するものです。

高松市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について

高松市道路附属物自動車駐車場条例（平成11年高松市条例第11号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

高松市道路附属物自動車駐車場条例（平成11年高松市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

		(下線部分は改正部分)	
		改正前	改正後
(名称及び位置)			
第2条 略			
	名称	位置	位置
高松市立中央駐車場	略		略
〔削る〕			高松市立南部駐車場
			高松市觀光通一丁目1番地15
(駐車料金の額等)			
第4条 略			

表のとおりとする。
2 略

別表（第4条関係）

名称	使用区分	駐車料金の額（1台につき）
高松市立中央駐車場	略	

別表（第4条関係）

名称	使用区分	駐車料金の額（1台につき）
高松市立中央駐車場	略	
高松市立南部駐車場	普通駐車 自動車	(1) 駐車時間25分間までごとに 100円を超えない範囲内で規則 で定める額とする。 (2) 昼間の規則で定める時間内に おける駐車に係る前号の規定によ る駐車料金の額が、1,200円 を下回らない範囲内で規則で定め る額を超えることとなる場合にお いては、同号の規定にかかるわら ず、当該駐車に係る駐車料金の額 は、当該規則で定める額とする。 (3) 夜間の規則で定める時間内に おける駐車に係る第1号の規定によ る駐車料金の額が、800円を 下回らない範囲内で規則で定める

		額を超えることとなる場合においては、同号の規定にかかわらず、当該駐車に係る駐車料金の額は、当該規則で定める額とする。
定期駐車	普通自動車	1ヶ月間の規則で定める時間内における駐車につき2万円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

備考

- 1 回数駐車券に係る使用料は、高松市立中央駐車場の款普通駐車の項第1号及び高松市立南部駐車場の款普通駐車の項第1号の規定による駐車料金の額のそれぞれ4割以内の割引をした額とする。
- 2 略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(提案理由)

高松市立南部駐車場の廃止に伴い、関係条文を整備するものです。

高松市建築關係手數料条例の一部改正について

(平成21年高松市条例第24号)の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

人秀西大市長松高

高松市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

(平成21年高松市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	改正後	改正前
(手数料の徴収)	<p>第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」とい う。）の規定に基づく確認、許可、認定若しくは指定若しくはこれ らの取消しの申請に対する審査、建築基準法施行令（昭和25年政 令第338号。別表において「政令」という。）の規定に基づく認 定の申請に対する審査、長期優良住宅の普及に関する法律 (平成20年法律第87号)若しくは都市の低炭素化の促進に関する 法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定の申請に對 する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定の申請に對</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」とい う。）の規定に基づく確認、許可、認定若しくは指定若しくはこれ らの取消しの申請に対する審査、建築基準法施行令（昭和25年政 令第338号。別表において「政令」という。）の規定に基づく認 定の申請に対する審査、長期優良住宅の普及に関する法律 (平成20年法律第87号)若しくは都市の低炭素化の促進に関する 法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定の申請に對 する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定の申請に對</p>

する審査、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく同法の規定により提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る判定若しくは認定の申請に対する審査、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の規定に基づく証明、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）、高松市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成19年高松市条例第58号）、高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年高松市条例第17号）。同表において「特定用途制限地域条例」という。）若しくは高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（平成8年高松市条例第24号。同表において「地区計画条例」という。）の規定に基づく許可の申請に対する審査、法の規定に基づく通知に対する審査又は法の規定に基づく申請若しくは通知に対する検査で、同表の左欄に掲げるものについては、1件につき、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を、当該申請、提出又は通知（以下「申請等」という。）をした者から徴収する。

別表（第2条関係）

1～58 略	59 政令第137条の12第11項の規定による認定の申請に対する審査
--------	------------------------------------

する審査、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく同法の規定により提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る判定若しくは認定の申請に対する審査、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の規定に基づく証明、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）、高松市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成19年高松市条例第58号）、高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年高松市条例第17号。同表において「特定用途制限地域条例」という。）若しくは高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（平成8年高松市条例第24号。同表において「地区計画条例」という。）の規定に基づく許可の申請に対する審査、法の規定に基づく通知に対する審査又は法の規定に基づく申請若しくは通知に対する検査で、同表の左欄に掲げるものについては、1件につき、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を、当該申請、提出又は通知（以下「申請等」という。）をした者から徴収する。

別表（第2条関係）

1～58 略	59 政令第137条の12第6項の規定による認定の申請に対する審査
--------	-----------------------------------

6 0 政令第137条の12第12項の規定に基づく道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	6 0 政令第137条の12第7項の規定に基づく道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査
6 1 ~ 7 3 略	6 1 ~ 7 3 略
7 4 マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	7 4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づくマンション又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査
7 5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	[新設]
備考 略	備考 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

高松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の一部を次の表のように改正する。

		(下線部分は改正部分)
		改正前
		改正後
(補償基礎額)		
第5条 略		第5条 略
2 (1) 略		2 (1) 前項の補償基礎額は、次に定めるとところによる。 (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下

「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員が属して
いた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別
表に規定する額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応
急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業
等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に
従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又
は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措
置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、
若しくは障害の状態となつた場合には、10,000円とする。
ただし、その者の通常得ている収入の日額に比して公
正を欠くと認められるときは、1万5,000円を超えない範囲
内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作
業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日に
おいて、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を
受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等
については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族
については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族につ
いては1人につき383円を、第3号から第5号までのいづれかに
該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算
して得た額をもって補償基礎額とする。

〔削る〕

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応
急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業
等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に
従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又
は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措
置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、
若しくは障害の状態となつた場合には、9,700円とする。た
だし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正
を欠くと認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内
においてこれを増額した額とすることができます。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作
業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日に
おいて、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を
受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等
については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族
については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族につ
いては1人につき383円を、第3号から第6号までのいづれかに
該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算
して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事实上婚姻關係と同様の事
情にある者を含む。)

(1)～(5) 略
4 略

別表 (第5条関係)
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,670</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,340</u>
部長、班長及び団員	円 <u>10,000</u>	円 <u>10,840</u>	円 <u>11,670</u>

備考 略

別表 (第5条関係)
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,300</u>	円 <u>12,100</u>	円 <u>12,900</u>
部長、班長及び団員	円 <u>9,700</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>11,300</u>

備考 略

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた高松市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条

第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係条文を整備するものであります。

議案第31号

高松市火災予防条例の一部改正について

高松市火災予防条例（昭和37年高松市条例第11号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月2日提出

高松市火災予防条例の一部を改正する条例
高松市火災予防条例（昭和37年高松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

		(下線部分は改正部分)	
		改正前	改正後
(乾燥設備)	第7条 略	(乾燥設備)	第7条 略
<u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他)の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したもの)いう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6</u>		[新設]	

キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管
理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14
号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項
並びに第4項を除く。) 及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」とい
う。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ
い。

- (1) 略
(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

(サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備
ウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及
び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1) 略
(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 略

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、地震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 略

(1)～(6) 略
(6)の2 簡易サウナ設備（設置者が使用することを目的として設けるものを除く。）
(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
(7)の2～(15) 略

附則

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略
〔新設〕
(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
(7)の2～(15) 略

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

女木辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、女木辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めます。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

（提案理由）

女木辺地の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

香川県高松市女木町 女木辺地

(辺地の人口 116人 面積 2.62km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

高松市女木町

(2) 辺地の中心地

高松市女木町289番地

(3) 辺地度点数

144点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は本市の北部海域に位置する離島である。当該辺地内に位置する「高松市女木コミュニティセンター」について、老朽化が進んでいることから、これを新築し、当該辺地におけるまちづくりの拠点として整備することで、当該辺地の魅力の向上及び交流人口の更なる増加を図ることができる。

実施予定事業は、以下のとおりである。

(1) 高松市女木コミュニティセンター整備事業

3 公共的施設の整備計画

令和8年度 1年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	実施予定年度	備考
			特定財源	一般財源			
高松市女木 コミュニティ センター	高松市	5,651	0	5,651	5,600	令和8年 度	
計		5,651	0	5,651	5,600		

(参照)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項～第8項 省略

男木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、男木辺地に係る総合整備計画の一部を次のとおり変更します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

2中「増加に努める。」の次に、

「また、指定避難所である「男木中学校屋内運動場」について、避難所としての機能を強化するため、屋根の防水改修を行い、避難者の安全確保及び生活環境の改善を図る。

さらに、「男木小・中学校教職員用宿舎」について、耐震性の確保及び老朽化対策のため、耐震改修等を行い、施設の長寿命化及び機能強化を図る。」を加え、(1)の次に、次の2号を加える。

(2) 男木中学校屋内運動場屋根防水改修事業

(3) 男木小・中学校教職員用宿舎耐震改修等事業

3を次のように改める。

令和7年度～8年度 2年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	実施予定期	備考
			特定財源	一般財源			
男木島灯台館 資料	高松市	45,650	0	45,650	45,500	令和7年度～8年度	

男木中学校屋内運動場	高松市	30,525	15,262	15,263	15,200	令和8年度	
男木小・中学校教職員用宿舎	高松市	3,000	0	3,000	3,000	令和8年度	
計		79,175	15,262	63,913	63,700		

(提案理由)

男木辺地において整備しようとする公共的施設に、男木中学校屋内運動場及び男木小・中学校教職員用宿舎を加えるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項～第7項 省略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(参照 2)

総合整備計画書（抜粋）

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は本市の北部海域に位置する離島である。当該辺地内に整備している観光・レクリエーション施設である「男木島灯台資料館」について、老朽化が進んでいることから、これを改修し、当該辺地における交流人口の更なる増加に努める。

実施予定事業は、以下のとおりである。

(1) 男木島灯台資料館施設改修事業

3 公共的施設の整備計画

令和7年度～8年度 2年間

（単位 千円）

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	実施予定年度	備考
			特定財源	一般財源			
男木島灯台資料館	高松市	47,457	0	47,457	47,300	令和7年度～8年度	
計		47,457	0	47,457	47,300		

議決の変更について

令和6年9月24日に議会の議決を経た工事請負契約の締結について（高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業に伴う下水道切替工事）の一部を次のとおり変更します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

契約金額中「金308,018,700円」を「金515,751,500円」に改める。

（提案理由）

高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業に伴う下水道切替工事において、市場敷地内に埋設している下水道管を市道敷地内へ移設することとしていたところ、移設先の地盤が、想定以上に軟弱であることが判明したため、必要と認める区間において、土留めのための工法を変更する必要が生じたこと等のために行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の一部変更議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法（抜粋）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 1 5 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議決の変更について

令和7年9月26日に議会の議決を経た工事請負契約の締結について（東部運動公園第1サッカー場人工芝改修工事）の一部を次のとおり変更します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

契約金額中「金305,270,900円」を「金335,630,900円」に改める。

（提案理由）

東部運動公園第1サッカー場人工芝改修工事において発生する既設人工芝の処分について、当初設計では当該人工芝を廃プラスチック類とみなしてその処分に要する費用を計上していたところ、砂及びゴムチップを含んだ当該人工芝は、混合廃棄物として処分しなければならないことが判明し、その処分に要する費用を見直す必要が生じたこと等により行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の一部変更議決を求めるものです。

財産の取得について

次のとおり財産（物品）を取得します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大 西 秀 人

1 取得する財産の名称・規格・数量

名 称	災害対応特殊消防ポンプ自動車（常備）
規 格	C D - I 型（4WDマニュアルトランスマッision車及び 装（各種資機材等積載））
数 量	1台

2 契約の方法 一般競争入札

3 契 約 金 額 金 6 8 , 9 7 0 , 0 0 0 円

4 契約の相手方 高松市屋島西町1931番地5

株式会社福島商会

代表取締役 福 島 桂 子

（提案理由）

地方自治法第96条第1項第8号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に
関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法（抜粋）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 7 号 省略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第 9 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第 3 条 法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託契約の締結
について

高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託契約を次のとおり締結
します。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金242,737,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区台場二丁目3番4号
株式会社乃村工藝社
代表取締役 奥本清孝 |

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に
関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法（抜粋）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 1 5 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第38号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めます。

令和8年3月2日提出

高松市長 大西秀人

令和7年度高松市一般会計補正予算（第9号） 別紙専決処分書（写）の
とおり

(写)

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分します。

令和8年1月23日

高松市長 大 西 秀 人

令和7年度高松市一般会計補正予算（第9号）（別紙）

理 由

衆議院が令和8年1月23日に解散されたことに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第31条第3項の規定に基づく衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第2条の規定に基づく最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査を執行するために要する経費等について、早急に予算を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分をします。

令和 7 年度高松市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度高松市的一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 156, 549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 190, 510, 419 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 島根県歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12 地方交付税		20,944,389	11,377	20,955,766
	1 地方交付税	20,944,389	11,377	20,955,766
17 県支出金		15,035,778	145,172	15,180,950
	3 委託金	1,179,603	145,172	1,324,775
歳 入 合 計		190,353,870	156,549	190,510,419

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		16,083,000	156,549	16,239,549
	4 選挙費	316,836	156,549	473,385
	歳 出 合 計	190,353,870	156,549	190,510,419

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12 地方交付税	20,944,389	11,377	20,955,766
17 県支出金	15,035,778	145,172	15,180,950
歳入合計	190,353,870	156,549	190,510,419

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	16,083,000	156,549	16,239,549
歳出合計	190,353,870	156,549	190,510,419

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源	一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
145,172			11,377
145,172	0	0	11,377

2 歳 入

12款 地方交付税	11,377千円
1項 地方交付税	11,377千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 20,944,389	千円 11,377	千円 20,955,766
計	20,944,389	11,377	20,955,766

17款 県支出金	145,172千円
3項 委託金	145,172千円

1 総務費委託金	1,137,322	145,172	1,282,494
計	1,179,603	145,172	1,324,775

節		説	明
区分	金額		
1 地方交付税	千円 11,377	地方交付税	千円 11,377
		地方交付税	11,377

3 選挙費委託金	145,172	衆議院議員選挙費委託金	145,172
		衆議院議員選挙費委託金	145,172

12款 地方交付税 17款 県支出金

3 歳 出

2款 総務費

156,549千円

4項 選挙費

156,549千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地方債	その他			
3 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 156,549	千円 156,549	千円 145,172 県支出金 145,172	千円	千円	千円	千円 11,377	
計	316,836	156,549	473,385	145,172	0	0	0	11,377	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	千円 16,693	衆議院議員選挙費 千円 156,549
3 職員手当等	29,218	衆議院議員選挙費 156,549
4 共済費	44	
5 災害補償費	60	
7 報償費	30,299	
8 旅費	458	
10 需用費	764	
11 役務費	28,212	
12 委託料	10,660	
13 使用料及び賃借料	11,638	
14 工事請負費	2,990	
17 備品購入費	25,463	
21 補償、補填及び賠償金	50	

給与費

1 特別職

区分	職員数	給与			期末手当・年間支給率(月分)
		報酬	給料		
補正後	長等	人3	千円 35,232	千円 12,333 (3.5)	
	議員	39	289,728		99,957 (3.5)
	その他の特別職	4,601	532,847	13,884	4,863 (3.5)
	計	4,643	822,575	49,116	117,153
補正前	長等	3		35,232	12,333 (3.5)
	議員	39	289,728		99,957 (3.5)
	その他の特別職	4,542	526,588	13,884	4,863 (3.5)
	計	4,584	816,316	49,116	117,153
比較	長等	0		0	0
	議員	0	0		0
	その他の特別職	59	6,259	0	0
	計	59	6,259	0	0

明細書

費			共 濟 費	合 計	備 考
退職手当	その他の手当	計			
千円 14,352	千円	千円 61,917	千円 7,315	千円 69,232	千円
		389,685	78,574	468,259	
	66	551,660	2,424	554,084	その他の手当のうち 通勤手当計上額66
14,352	66	1,003,262	88,313	1,091,575	
14,352		61,917	7,315	69,232	
		389,685	78,574	468,259	
	66	545,401	2,424	547,825	その他の手当のうち 通勤手当計上額66
14,352	66	997,003	88,313	1,085,316	
0		0	0	0	
		0	0	0	
	0	6,259	0	6,259	
0	0	6,259	0	6,259	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当
補正後	(1,479)人 3,685	千円 3,369,427	千円 14,496,849	千円 11,158,025
補正前	(1,477) 3,685	3,358,993	14,496,849	11,128,807
比較	(2) 0	10,434	0	29,218

※ 職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	千円 357,062	千円 751,927	千円 210,447
	補正前	357,062	751,927	210,447
	比較	0	0	0
	区分	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当
	補正後	千円 1,258,283	千円 20	千円 5,736
補正前	1,229,065	20	5,736	
比較	29,218	0	0	

費	共 濟 費	合 計	備 考
計			
千円 29,024,301	千円 5,540,163	千円 34,564,464	
28,984,649	5,540,119	34,524,768	
39,652	44	39,696	

通 勤 手 当	管 理 職 手 当	单 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当
千円 284,526	千円 291,419	千円 1,296	千円 225,574	千円 6,385
284,526	291,419	1,296	225,574	6,385
0	0	0	0	0
期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	
千円 3,862,012	千円 3,218,831	千円 6,950	千円 677,557	
3,862,012	3,218,831	6,950	677,557	
0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(65)人 3,139	千円 13,017,676	千円 13,017,676	千円 9,485,501
補 正 前	(65) 3,139			9,456,730
比 較	(0) 0		0	28,771

※ 職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補 正 後	千円 357,062	千円 677,950	千円 210,447
	補 正 前	357,062	677,950	210,447
	比 較	0	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 1,241,216	千円 20	千円 5,736

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 後	20	5,736
	補 正 前	20	5,736
比 較	28,771	0	0

費	共 濟 費	合 計	備 考
計			
千円 22,503,177	千円 4,471,318	千円 26,974,495	
22,474,406	4,471,318	26,945,724	
28,771	0	28,771	

通 勤 手 当	管 理 職 手 当	单 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当
千円 248,170	千円 291,419	千円 1,296	千円 198,346	千円 6,385
248,170	291,419	1,296	198,346	6,385
0	0	0	0	0
期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	
千円 3,071,848	千円 2,555,541	千円 6,367	千円 613,698	
3,071,848	2,555,541	6,367	613,698	
0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(1,414)人 546	千円 3,369,427	千円 1,479,173	千円 1,672,524
補 正 前	(1,412) 546	3,358,993	1,479,173	1,672,077
比 較	(2) 0	10,434	0	447

※ 職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補 正 後	千円	千円 73,977	千円
	補 正 前		73,977	
	比 較		0	
	区 分	時間外勤務手当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当
	補 正 後	千円 17,067	千円	千円
補 正 前		16,620		
比 較		447		

費	共 濟 費	合 計	備 考
計			
千円 6,521,124	千円 1,068,845	千円 7,589,969	
6,510,243	1,068,801	7,579,044	
10,881	44	10,925	

通 勤 手 当	管 理 職 手 当	单 身 赴 任 手 当	特 �殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当
千円 36,356	千円	千円	千円 27,228	千円
36,356			27,228	
0			0	
期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	
千円 790,164	千円 663,290	千円 583	千円 63,859	
790,164	663,290	583	63,859	
0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	
	千円		千円
職 員 手 当	29,218	1 そ の 他 の 増 減 分	29,218

説明	備考
衆議院選挙に伴う増分	千円 29,218

(参照)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略